琴江荘「短期入所生活介護（ショートステイ）」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
（徳島県指定 第３６７０４０００４７号）

当施設はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援、要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者・施設経営法人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２．事業所の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３．職員の配置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
４．当事業所が提供するサービスと利用料金 ・・・・・・・・・・・・・ 4
５．苦情の受付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
６．事故発生時の対応について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　阿南福祉会
（２）法人所在地　　徳島県阿南市宝田町金剛寺４３番地
（３）電話番号　　０８８４－２２―５６５６
（４）代表者氏名　　理事長　岸　　彰
（５）設立年月　　昭和４７年　１月１０日

２．事業所概要

（１）事業所の種類　　指定短期入所生活介護事業所・平成１２年４月１日指定
徳島県第３６７０４０００４７号
※当事業所は特別養護老人ホーム琴江荘に併設されています。

（２）事業所の目的

指定短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び、共用施設をご利用いただくとともに、利用契約書第４条、第５条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

（３）事業所の名称　琴江荘短期入所生活介護事業所
（４）施設の所在地　徳島県阿南市宝田町今市金剛寺３８番地１
（５）電話番号　　０８８４－２３－１２００
（６）施設長（管理者）氏名　　仁　尾　　圭　一
（７）当施設の運営方針

（１）利用者の価値観を尊重した処遇 （２）自己実現を感じられる生活の場での生き甲斐づくり （３）行事等を通じての家族、地域との積極的なふれあいによる安心感 （４）各種在宅事業等の取り組み、地域や関係機関との連携強化による福祉サービス拠点としての施設機能の確立

（８）開設年月　　昭和５６年４月１日
　　事業開始年月日　　平成１２年４月1日
（９）利用定員　　２０人（空きベッド利用も可能です）
(10) 居室等の概要
　居室等の概要（特養　琴江荘の説明も含む）
　当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、１人部屋となります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	２０　室	ショート専用
合　　計	２０　室	
共同生活室	2　室	
浴室	2　室	小型介護浴槽1台、臥床式機械浴槽1台
医務室	1　室	２階

（平成27年8月1日変更）

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3　職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1．　施設長（管理者）	1　名	名
2．　介護職員	46.9　名	名
3．　生活相談員	3　名	名
4．　看護職員	6.96　名	名
5．　機能訓練指導員	1　名	名
6．　介護支援専門員（兼務）	4　名	名
7．　医師　（嘱託医師）	0.2　名	必要数
8．　管理栄養士	1.75　名	名

9．　調理員	6.75　名	必要数
10．　事務員	3　名	名

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
ただし、特養琴江荘の職員と兼務です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名
（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
1．管理者	月曜日～日曜日　９：００～１８：００
2．医師	水曜日１４：００～１６：００ 金曜日１４：００～１６：００
3．介護職員	標準的な時間帯 早番　：　７：００～　９：００ 日勤　：　９：００～１８：００ 遅番①：　１０：００～１９：００ 遅番②：　１１：００～２０：００ 遅番③：　１２：００～２１：００ 夜勤　：　２１：００～翌７：００

４．看護職員	標準的な時間帯 日勤　：　　９：００～１８：００ 遅番　：　１０：００～１９：００
５．機能訓練指導員	月曜日～日曜日　９：００～１８：００

６．栄養士・調理員	標準的な時間帯 早番　：　　６：３０～１５：３０ 日勤　：　　９：３０～１８：３０ 遅番　：　１０：３０～１９：３０
７．生活相談員	月曜日～日曜日　９：００～１８：００
８．事務員	月曜日～日曜日　８：３０～１７：３０

☆土日、年末年始は上記と異なる場合も有ます。

４．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。ただし、平成１７年１０月１日から、介護保険法が改正され、滞在費（居住費）、食費の負担額は施設と利用者の契約によって定められ、利用者の収入等によって負担額が決定します。

〈サービスの概要〉

①食事

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況、および嗜好を考慮した食事を提供します。
・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

食費の負担額については、７～８ページを参照してください。

（食事時間）

朝食：７：３０～　　昼食：１２：００～　　：　夕食：１７：３０～

②入浴

・入浴又は清拭を週２回行います。
・ご利用者の身体状況に応じた浴槽を使用して入浴していただきます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の回復又は、その維持・減退を防止するための訓練を実施します。

区　　分	介護サービス費	介護保険からの給付	自己負担額
機能訓練体制加算	１２０円／日	１０８円／日	１２円／日

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥看護体制への対応

・ご利用者の重度化に伴い、医師・看護職員・介護職員・管理栄養士・生活相談員等が連携し、緊急時には夜間においても看護職員との連絡が取れるように体制を整備し、的確な看護指示が行える２４時間体制の確保を行うとともに、常に看護職員から嘱託医師への連絡および協力病院への受診が可能となる体制を整備しています。

※ただし、受診に際しては、ご家族等の付き添いが必要となります。

・当施設は、「看護体制加算（Ⅰ）および(Ⅱ)」に該当する事業所です。

看護体制加算（Ⅰ）とは、常勤の看護師を１名以上配置している事業所です。

看護体制加算（Ⅱ）とは、看護職員を配置基準より１名以上配置し、尚且つ常勤換算で入所者数が２５名又はその端数を増すごとに１名以上配置していることに加え、当事業所の看護職員、又は、病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、２４時間の連絡体制を確保している事業所です。

区　　分	介護サービス費	介護保険からの給付	自己負担額
看護体制加算（Ⅰ）	４０円／日	３６　円／日	４円／日
看護体制加算（Ⅱ）	８０円／日	７２　円／日	８円／日

⑦送迎加算　　⇒　　１８４単位／回（片道）

・ショートステイを利用される方で、送迎が困難なかたは、当荘で送迎することも可能です。その場合、事前に担当介護支援専門員(ケアマネージャー)または当事業所にご相談ください。

⑧サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　　⇒　　１８単位／日

・介護職員の総数の中に占める専門資格の介護福祉士が常勤換算でどの位の割合で配置されているかを評価する加算として６０％を占める場合は、加算Ⅱ（18単位／日）。

⑨夜勤職員配置加算（Ⅱ）　　⇒　　１８単位／日

・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を１人以上上回っている場合。

⑩認知症高齢者への対応

1）認知症行動・心理症状緊急対応加算　⇒　２００単位／日（入所日から７日上限）

・認知症高齢者等の在宅生活を支援する観点から、家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより在宅での生活が困難になった者の緊急受入について評価する。要件として、認知症日常生活自立度がⅢ以上（かかり付け医師の意見書等が基準）であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。

2）若年性認知症利用者受入加算　⇒　１２０単位／日

・若年性認知症患者（第2号被保険者）やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供すること。

・その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

ユニット型個室〈サービス利用料金（１日あたり）〉（契約書第４条・第５条参照）

区　　分		要支援１	要支援２	介護度１	介護度２	介護度３	介護度４	介護度５
①ご契約者の要介護とサービス利用料金		5,230円	6,490円	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
②うち、介護保険から給付される金額		4,701円	5,834円	6,336円	6,948円	7,623円	8,262円	8,883円
基本用料	③サービス利用に係る自己負担額	529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
	④夜勤職員配置加算	加算なし		１８				
	⑤サービス提供体制強化加算	１８						
	送迎加算	必要な方のみ１８４（片道につき）						
⑥小計（③＋④＋⑤）		547円	674円	740円	808円	883円	954円	1,023円
⑦食事に係る標準自己負担額（収入により決定します）		朝食385円、昼食530円、夕食530円						
⑧居住費（利用者や世帯の収入により決定）		2,066円						
⑨自己負担額合計（⑥＋⑦＋⑧）		4,058円	4,185円	4,251円	4,319円	4,394円	4,465円	4,534円

（令和6年8月1日改訂）

☆上記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給

付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費、食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ショートをご利用になる場合、送迎が必要な方は送迎します。その場合、送迎加算として、片道１８４単位加算されます。

☆介護職員処遇改善加算は１ケ月のご利用料金に１４％を乗じた額のご負担になります。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第７条参照）

①食事の提供に要する費用

☆食費の利用者負担となる範囲は、食材料費プラス調理費で、栄養管理費用は介護保険給付されます。また、所得の低い方の負担の上限は次のとおりです。

負担限度額				基準費用額
利用者負担第１段階	利用者負担第２段階	利用者負担第３段階①	利用者負担第３段階②	利用者負担第４段階
３００円/日 （約1.０万円）	６００円/日 （約1.8万円）	１，０００円/日 （約3.０万円）	１，３００円/日 （約3.9万円）	１，４４５円/日 （約4.3万円）

②居住に要する費用

☆滞在費の範囲は、居住環境に応じて設定され、所得の低い方の負担の上限は次のとおりです。当琴江荘は、特別室は設定していません。

	負担限度額			基準費用額
	第１段階	第２段階	第３段階①②	
ユニット型個室	880円/日 （約2.6万円）	880円/日 （約2.6万円）	1370円/日 （約4.2万円）	2066円/日 （約6.3万円）

☆令和 6年 8月 1日改正施行

（３）その他の介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第７条参照）

＊以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①飲酒等

ご契約者（利用者）の選定に基づく特別な室料及び特別な食費については、追加費用を徴収します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

［理髪サービス］

月に１回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。
利用料金は、実費をいただきます。

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

〇管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

〇お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

〇保管管理者：施設長

〇出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は、出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

〇利用料金：当面は無料です。

・上記については、別に定める預かり金規定に基づき行います。

④複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただく場合があります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担していただく場合があります。

オムツ代は介護保険給付対象となっています。

⑥レクリエーション行事、クラブ活動等

1）レクリエーション（年度行事については、事業計画書のとおり行う予定です）

利用料金：材料代等の実費をいただくことがあります。

2）　クラブ活動

書道、生花、手芸、音楽（材料代等の実費をいただく場合もあります。）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。（契約書第９条）

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、退所時に計算し、ご請求しますので、御利用後に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．窓口での現金支払
イ．下記指定口座への振り込み
　阿波銀行　　阿南支店　普通預金　１１９５３４７
口座名義人　琴江荘短期入所生活介護事業所
施設長　　仁尾　圭一

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

ただし、利用者の急激な体調等の変化により、事業者が必要と認めた場合に限り、利用者の同意（連絡が取れない場合）を得ず下記医療機関およびその他の医療機関で診療を受ける場合があります。

①協力医療機関

医療機関の名称	阿南医療センター
所在地	阿南市宝田町川原２番地
診療科	内科、外科、整形外科、小児科、眼科他、泌尿器科他

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	神原歯科
所在地	阿南市富岡町トノ町81番地１
医療機関の名称	
所在地	

（５）施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約はケアプランによって定めています。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第16条参照）

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
契約書17条18条参照
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）契約書19条

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の３日前までに解約届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
② ご契約者が入院された場合
③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福施設サービスを実施しない場合
④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが２か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

５．苦情の受付について（契約書第２１条参照）

（１）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

［職名］

相　談　員　　亀　川　好　広　・　西　岡　　祥

○受付時間　　毎週月曜日～金曜日

９：００～１８：００

○苦情解決責任者

［職名］

施　設　長　　仁　尾　圭　一

（２）行政機関その他苦情受付機関

阿南市市役所 介護保険担当課	所在地 電話番号 受付時間	阿南市富岡町トノ１２－３ ０８８４－２２－１７９３ 午前８時３０分～午後５時
各市町村役場	所在地 電話番号 受付時間	 午前８時３０分～午後５時
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	徳島市川内町平石若松７８－１ ０８８－６６５－７２０５ 午前８時３０分～午後５時

６．事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合の対応について

ご家族、契約者（ご連絡先）、必要に応じて市町村に速やかに事故状況の等の報告を行います。

１．ご利用者の救命や安全確保を最優先に救急処置を行なうとともに、ご利用者が指定する病院、主治医への連絡および医療機関との連携を速やかに行ないます。

２．事故が発生した場合は事実を調査，確認し事故の究明分析を行ないます。ご家族、ご契約者に経過報告も行ない整理し記録を行ないます。

３．事故発生直後の初期対応手順や医療器具の設置場所や緊急連絡継送リストを整備し、全職員が理解し速やかに対応できるよう周知徹底を行ないます。

４．常にご利用者ご契約者の立場に立ち、ご利用者の心身の特徴や状態を常に把握し、ケアプラン等を活用しながらサービスの質の向上を図るよう職員が連携を図ると共に介護技術の研鑽に努め，より良いサービスの提供を目指します。

５．事故が発生した場合は施設全体で受けとめ、窓口を一本化し、ご家族ご契約者と連携を図り誠意をもって事故解決に努めます。

６．賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償等の手続きを速やかに行ないます。当施設は「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しております。

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所　　琴江荘
説明者職氏名　　氏　名　　印
（代理人・職・氏名　）　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者　住所
　　氏名　　印
利用者　住所
　　氏名　　印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．施設の概要

（１）建物の構造　　鉄筋コンクリート造　地上４階、

（２）建物の延べ床面積　　５，２６６．２２㎡

（３）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

［短期入所生活介護］平成１２年３月２９日指定　徳島県第３６７０４０００４７号
定員２０名

［通所介護］　平成１２年３月２４日指定　徳島県第３６７０４０００４７号
定員３０名（一般型）

［居宅介護支援事業］平成１２年８月６日指定　徳島県第３６７０４０００４７号

［訪問介護事業所］平成１２年３月２９日指定　徳島県第３６７０４０００４７号

（４）施設の周辺環境

（騒音、日当たり等）当施設は、騒音等のない田園地の閑静な場所にあり、四季折々の季節感にあふれた風景が窓から見えます。各居室はどれも日当たり良く室内は冷暖房完備です。

２．配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員　・・・・　ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

３名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員　・・　ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

２名の生活相談員を配置しています。

看護職員　・・・・・　主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

8.87名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

１名の機能訓練指導員を配置しています。（看護婦が兼務）

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

４名の介護支援専門員を配置しています。

医　師　・・・・・・・・　ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

１名の医師を配置しています。

３．サービス提供における事業者の義務（契約書第10条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助等を行います。
⑤ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス利用完結日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、契約者に事前にご了承をえます。また、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

４．施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限＊

入所や面会にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
毒物、危険物等以外の持ち込み制限はありませんが、利用者によっては食べ物等が医療上制限されている場合が有ります。職員に確認してください。

（２）面会

面会時間　８：３０～２０：００
※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。
※なお、来訪される場合、飲酒・食糧品の持ち込み時は職員に連絡ください。

（３）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 ４．に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（４）施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（５）喫煙

施設内は禁煙となっておりますので喫煙はできません。

５．損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者または契約者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

附　　則

この重要事項説明書は、平成１２年４月１日から施行する。

・平成１３年１月１日　　改正施行　（第５条、２２条　改正）
・平成１４年４月１日　　改正施行　（事故発生時の対応について）
・平成１５年４月１日　　改正施行　（利用料金の改訂）
・平成１７年10月１日　　改正施行　（利用料金、居住費等改訂）
・平成１８年４月１日　　改正施行　（利用料金、夜間看護体制加算等）
・平成１８年５月１日　　改正施行　（予防支援者　ショート追加）
・平成１９年４月１日　　改正施行　（定員増員）
・平成２１年４月１日　　改正施行　（利用料金、介護体制加算等）
・平成２７年８月１日　　改正施行　（利用料金、居住費等改訂）
・平成２９年４月１日　　改正施行　（介護職員処遇改善加算等改訂）
・平成３０年４月１日　　改正施行　（利用料金の改訂）
・令和　１年10月１日　　改正施行　（利用料金、介護職員等特定処遇改善加算の改訂）
・令和　３年４月１日　　改正施行　（利用料金の改訂）
・令和　３年８月１日　　改正施行　（食費の改訂）
・令和　６年４月１日　　改正施行　（利用料金の改訂）
・令和　６年６月１日　　改正施行　（利用料金の改訂）
・令和　６年８月１日　　改正施行　（居住費等の改訂）

（契約書第11条文書による同意等）

個 人 情 報 使 用 同 意 書

琴江荘　短期入所生活介護事業所
管　理　者　　殿

私（利用者及び家族）の個人情報については、下記に記載するところによる必要最小限の範囲内で、使用することに同意します.

１．使用の目的

介護サービス計画（ケアプラン）書に沿って、利用者を介護・看護するうえで適切なサービスが円滑に提供されるために、サービス担当者会議及び琴江荘短期入所生活介護事業所職員が、利用者の情報を提供および共有することが必要とされる場合

２．条件

・個人情報を使用した会議、内容など経過記録をすること
・医療機関等に情報を提供した場合も記録を残すこと

令和　　年　　月　　日

利用者　住所

氏名　　印

利用者家族　住所

（代理人）　氏名　　印